

## 市町村の所得情報の活用について

# 市町村の所得情報の活用について

## (1) 現行の提供制度

- 平成16年改正において、国民年金保険料の納付勧奨、強制徴収や免除周知を的確に実施するため、所得等に関する情報が確実に確保できるように、法的規定を整備。

※ 年金部会からも、公的年金制度の運営に関して、未納者に対する徹底した納付督促活動等の収納活動の強化を行い、強制徴収を確実にを行うための仕組みを構築すべきとの意見。

(「年金制度改正に関する意見」(平成15年9月))

### ◎ 国民年金法(昭和34年法律第141号)

(被保険者に関する調査)

第一百六条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

(資料の提供等)

第一百八条 (略)

2 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況 ……(略)…… につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)

## (2)提供される所得情報

- 国民年金第1号被保険者(約2,100万人)のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供される(平成18年の所得情報の取得状況:累計579万件(平成19年9月末現在))。
- この市町村から提供される情報は、市町村が住民税の課税のために有している所得情報\*(前年の所得)であり、給与所得、事業所得などの内訳は分からず、総所得(各種所得の合計額)の形で提供される。

\* 当該税情報については、給与所得は必要経費として収入に応じた一定率を一律控除されている一方、事業所得は自営業者等の申告に基づく必要経費が控除されていることから、政府税調において、一般の給与者にとって、税負担の「不公平感」が根強く存在することが指摘されている。

(参考)

『個人所得課税に関する論点整理』(平成17年6月21日 税制調査会 基礎問題小委員会)

### 2. 所得の種類と税負担のあり方

#### (1)所得区分

#### [3]事業所得

イ)(略)事業所得に係る必要経費についてみれば、その範囲が必ずしも明確ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費について混入を防止する制度的担保が存在しない。そうした中、一般の給与所得者にとって、日常生活において目にする事業所得者の行動に納得し難い思いを抱くこともあり、税負担の不公平感が醸成されている。

### (3) 制度の活用状況等

#### 【①提供状況(平成19年9月末現在)】

提供市町村数(予定を含む)		1,810(99.1%)
提供方法	磁気媒体	1,528(84.4%)
	紙又は閲覧	282(15.6%)

#### 【②活用状況(平成18年度末現在)】

強制徴収の実施状況	最終催告状の送付件数	31万件
	督促状の発行件数	12万件
	差押件数	1万件
免除勧奨の実施状況	全額申請免除	186万件
	学生納付特例	176万件
	若年者納付猶予	42万件